

福岡県建築鉄骨協議会規約

(名称)

第1条 本会は、福岡県建築鉄骨協議会と称する。以下「協議会」という。

(目的)

第2条 本会は、建築鉄骨に関わる関係団体、行政機関及び研究者の産・官・学が意見交換や研修等を実施し、共通の認識を有することにより、健全な建築鉄骨技術の普及、発展に寄与するとともに、建築鉄骨製品の適正品質の確保を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する者で構成する。(別表1)

(役員)

第4条 協議会に会長1名と副会長1名を置き、会員から互選する。

2 会長は、協議会を代表し業務を総括掌理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。

3 会長、副会長の任期は2年とし、再選は妨げない。

(顧問)

第5条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は学識経験者をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めたととき招集する。

2 協議会のなかに、運営委員会及び専門委員会を置くことができる。

(運営委員会)

第7条 会の運営を円滑に行うために運営委員会を置き、会長が委嘱する。

2 運営委員会の委員長は会長がつとめる。また、副委員長1名を置く。

(専門委員会)

第8条 協議会の目的を達成するために専門委員会を置き、会長が委嘱する。

2 専門委員会は、会員から推薦された者をもって構成する。

3 専門委員会に委員長を置き、委員長が招集する。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務処理をするために、事務局を置く。

2 事務局は、工業組合福岡県鉄構工業会に置く。

(その他の事項)

第10条 この規約に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成15年6月2日より施行する。

平成20年5月19日 一部改正

(別表1) 会員名簿

- 1 福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市
- 2 社団法人日本建築構造技術者協会九州支部
- 3 工業組合福岡県鉄構工業会
- 4 北九州市立大学、九州大学、九州共立大学、九州産業大学、久留米工業大学、西日本工業大学、福岡大学、有明工業高等専門学校、その他大学
- 5 その他本会の目的に賛同する者